# 鹿追高等学校寄宿舎管理運営業務委託 プロポーザル実施要領

令和6年10月 鹿追町

# 目 次

1	ブロポーザルの概要	1
(1)	趣旨	1
(2)	事務局(担当窓口)	1
(3)	スケジュール	1
2	物件に関する事項	2
(1)	土地・建物の概要	2
(2)	特記事項	2
1.	図面の閲覧	2
2.	閲覧の申し込み	2
3	提案条件	3
(1)	基本的な考え方	3
(2)	事業実施にあたっての条件	3
4	応募に関する事項	3
(1)	本実施要領の配布	3
(2)	参加表明に関する事項	3
1.	応募者の資格要件	3
2.	参加表明書の提出	4
3.	応募資格書類一覧	4
(3)	説明会の開催	5
(4)	質問書の受付及び回答	6
(5)	企画提案書類の提出	6
(6)	その他特記事項	7
1.	実施要領等の承諾	7
2.	応募者の複数提案の禁止	7
3.	費用の負担	7
4.	使用言語及び単位	7
5.	接触の禁止	8
6.	応募書類等の取扱い	8
7.	応募の取下げ	
5	事業者選定に関する事項	8
(1)	選定委員会の設置	8
(2)	選定委員会の運営	8
(3)	応募資格の喪失	8
(4)	審査方針	9
(5)	審査方法	9

(6)	プレゼンテーション及びヒアリング	9
(7)	その他	10

#### 1 プロポーザルの概要

# (1) 趣旨

北海道鹿追高等学校は、全国からの生徒たちに選ばれる魅力的な高校として、その評価が高まっています。鹿追町では遠方からの入学を希望する通学が困難な生徒たちのために、新しい高等学校寄宿舎の建設を行っており、寮の運営にあたりましては、民間事業者の皆様の豊富な経験と革新的なアイディアを積極的に取り入れ、生徒たちの学びと生活の質を向上させることを目指しています。企画提案を通じて、寮運営に関する独自のビジョンによる最も優れた提案をした事業者を優先交渉者として決定する公募型プロポーザル方式により、事業者を選定します。

# (2) 事務局(担当窓口)

名 称:鹿追町教育委員会学校教育課

住 所:〒081-0222 北海道河東郡鹿追町東町3丁目2番地

電 話:0156-66-2646

メール: gakkyou[at] shikaoi. ed. jp [at] は@に置き換えて下さい。

# (3) スケジュール

項目	期 間
実施要領の公表	令和6年10月28日(月)
説明会の参加受付	実施要領の公表から令和6年11月8日(金) まで
説明会の開催	令和6年11月12日(火)
質問の受付	令和6年10月28日(月)から令和6年11月 15日(金)まで
質問の回答	質問の受付から令和6年11月19日(火)まで 順次行う
参加表明書類の受付	実施要領の公表から令和6年11月15日(金) まで

企画提案書類の受付	令和6年11月15日(金)から11月29日 (金)まで
プレゼンテーションの実施	令和6年12月3日(火)
最終審査結果の通知	令和 6 年 12 月上旬
契約締結(予定)	令和 6 月 12 月上旬

# 2 物件に関する事項

# (1) 土地・建物の概要

所在及び地番	鹿追町元町4丁目 12-1 の内
施設名称	鹿追高等学校寄宿舎(愛称:Penguin Dormitory)
延床面積(m²)	6 5 8. 0 5 m <sup>2</sup>
建築年	令和7年2月予定(新築)
構造・階数	木造・平屋建て
耐震補強工事	新耐震基準対応
その他	構造物一式 (調理設備等)

※詳細は、各種図面【資料1】を参照

# (2) 特記事項

#### 1. 図面の閲覧

- (ア)【資料1】に示す施設等の図面(設計図・竣工図)などの閲覧ができます。 場所は1F教育委員会事務室になります。
- (イ) 閲覧期間は実施要領等の公表日から令和6年11月28日(木)まで
- (ウ) 土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時から16時まで

# 2. 閲覧の申込み

(ア) 閲覧は事前申し込み制とします。閲覧を希望する場合は、メールに法 人名、代表者氏名、連絡先、閲覧希望日を明記の上、事務局あてにお申 込みください。

# 3 提案条件

#### (1) 基本的な考え方

提案にあたっては、入寮する高校生の安全はもとより、快適で落ち着いた寮生活が求められます。寮運営や維持管理において品質を確保しながらも、コスト性に優れた企画を提案して下さい。

# (2) 事業実施にあたっての条件

鹿追高等学校寄宿舎管理運営業務委託仕様書(以下、「仕様書」という)を最低 条件として提案してください。

#### 4 応募に関する事項

(1) 本実施要領の配布

鹿追町ホームページにおいて公表・配布します。

# (2) 参加表明に関する事項

本プロポーザルに参加しようとする事業者は、次のとおり書類を提出すること

- 1. 応募者の資格要件
  - (ア) 応募者は、単体の事業者であること。
  - (イ) 提案内容を自ら適切に実施できること。
  - (ウ) 提案内容の実施に必要な免許、知識、経験、資力、信用及び技術的能力を有すること。
  - (エ)次のいずれの項目にも該当しないこと。
    - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者
    - ② 本町との契約等において、地方自治法施行令第167条の4第2項 各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 3年を経過しない者。また、その者を代理人、支配人その他の使用 人として使用する者
    - ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続き開始の 申立て又は民事再生法(平成11年法律第255号)による更生手

続き開始の申立てがなされている者(手続きの開始の決定後の者を 除く。)など経営状態が著しく不健全な者

- ④ 地方税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者

# 2. 参加表明書の提出

# (ア)提出方法

① 持参又は郵送とする。ただし郵送の場合は、提出期限までに必着とする。

#### (イ) 提出期限

- ① 令和6年11月15日(金)16時まで
- ② 土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時から16時までとします。

# 3. 応募資格書類一覧

(ア) 応募資格の審査にあたり、次の書類を提出してください。

応募書類	部数
①参加表明書【様式1】	1部
②法人概要等・事業経歴書【様式2】	1部
③法人登記履歴事項全部証明書(発行後3カ月以内の原本に限る。)	1部
④印鑑証明書(「代表者の印」など法務局に届出がされた印鑑 の証明書で、発行後3カ月以内の原本に限る。)	1部
⑤ 定款 (複写物可)	1部

#### ⑥ 法人の経営状況を証明する書類

- 前3事業年度の会社法(平成17年法律第86号)に定める計算書類及び連結計算書(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表)並びに附属証明書又はこれらに相当する書類
- 上記に加え、キャッシュフロー計算書を作成している法人 は前3期分の計算書
- 前3事業年度の事業報告書又はこれらに相当する書類・有 価証券報告書(上場企業の場合)又はこれらに相当する書 類
- 前3事業年度の税務報告書(修正申告がある場合は修正申告書を含む。)
- 勘定科目内訳書(法人税申告書添付)

#### ⑦ 納税を証明する書類(納税証明書)等

各1部

1 部

都道府県税及び市町村税

本実施要領の配布開始日以降に発行された、課税されている全ての項目について未納がない旨の証明書(契約の権限を委任しない場合は本店、委任する場合は受任者となる支店等の所在地の都道府県及び市町村が発行する納税証明書)

- ・消費税及び地方消費税
- 法人税

本実施要領の配布開始日以降に発行された、未納がない旨 の証明書(その3の3)(本店所在地を所管する税務署が 発行する納税証明書)

※納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書「納税義務 に係る申立書」【様式3】を提出すること。

⑧ 法人の案内書又はこれらに相当する書類(パンフレット等)

1 1部

# (3) 説明会の開催

実施要領等の説明会を次のとおり開催する。

- 1. 開催日時 令和6年11月12日 (火) 14時 ~ 15時
- 2. 開催場所 鹿追町民ホール2F ミーティング室

- 3. 参加申込方法 参加を希望する場合は、「実施要領等説明会参加申込書」【様式4】に記入の上、メールにて提出すること。なお、送信時の E-mail タイトルは「参加申込」とすること。
- 4. 申込期限 令和6年11月8日(金)17時
- (4) 質問書の受付及び回答

応募を予定する者から、本実施要領に関する質問を受け付けます。

- 1. 質問受付期間
  - (ア) 令和6年10月28日(月)から 令和6年11月15日(金)まで
- 2. 質問受付方法
  - (ア)「実施要領等に関する質問書」【様式5】に記入の上、事務局あてにメールで提出してください。提出時は、件名を「鹿追高等学校寄宿舎管理運営業務委託に関する質問書(●●)」(●●は法人名)とし、質問書のファイルを添付してください。
- 3. 質問書に対する回答の公表
  - (ア)質問に対する回答は、本町ホームページで、令和6年11月19日 (火)まで順次回答を予定しています。回答の公表をもって、本実施要 領の追加、修正及び解釈に関する補足とします。 回答にあたっては、 法人名等の公表はいたしません。なお、単に意見の表明と解されるもの などについては、回答しないことがあります。

#### (5) 企画提案書類の提出

- 1. 応募方法
  - (ア) 応募者は、事前に来庁日時を事務局に電話予約し、応募書類を事務局 まで持参してください。
  - (イ) 郵送による提出(簡易書留)
- 2. 提出期限
  - (ア) 令和6年11月15日(金) から令和6年11月29日(金) まで
  - (イ) 土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時から16時までとします。
- 3. 応募書類の受理

- (ア) 応募書類の受理時において、事務局は受付印を押印し、受付番号を記載の上、応募書類の持参者に受領書を交付します。
- 4. 応募書類一覧 応募にあたり、次のものを提出してください。

# 【提案内容に係る書類】

応募書類	部数
① 応募申込書【様式6】	11部
② 企画提案書【様式7】 ※1	11部
③ 提案価格見積書【様式8】(封筒に入れ、封筒に封印及び封緘)	1 部

※1【様式7】に加えて任意様式の提出も認めます。

#### 作成に係る留意事項

- 1. 押印が必要となる応募書類で提出部数が複数の場合、1部は押印されたもの(原本)とし、残りは押印を含んだ複写で構いません。
- 2. 応募書類に押印する印鑑は、印鑑証明書と同一のものに限ります。
- 3. 応募書類は、必要に応じて事務局で複写使用するので、複数枚の場合は複写が容易な仕様としてください。
- 4. ホチキス止めせず、必要に応じてクリップ等でまとめてください。
- 5. 提出物は片面印刷としてください。

# (6) その他特記事項

- 1. 実施要領等の承諾
  - (ア) 本町は、応募者の申込みをもって、本実施要領及び仕様書の記載内容 を承諾したものとみなします。
- 2. 応募者の複数提案の禁止
  - (ア) 一応募者につき一提案とします。複数提案があった場合は提案すべて を失格とします。
- 3. 費用の負担
  - (ア) 応募に必要となる一切の費用は、応募者の負担とします。
- 4. 使用言語及び単位

(ア)提案に際して使用する言語は日本語とし、使用する単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとし、通貨単位は円とします。

#### 5. 接触の禁止

(ア) 応募者は、選定委員会の委員及び事務局に属する職員から、協力、助 言等(以下「協力等」という。) を受けることは一切できません。

#### 6. 応募書類等の取扱い

- (ア) 応募書類その他応募者から提出された書類(以下「応募書類等」という。) の著作権は応募者に帰属します。
- (イ) 応募書類等に関して本町が知り得た事項のうち、審査結果の公表等で 必要とするものを除き、原則としてその内容を他に漏らさないものとし ます。なお、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するな どを理由として非公表を希望するものについては、事前にお申し出くだ さい。
- (ウ) 応募書類等は一切、返却いたしません。
- (エ) 応募書類等を提出した後の内容変更及び追加は、一切認めません。

#### 7. 応募の取下げ

(ア) 応募申込後に取り下げる場合は【様式9】を提出してください。ただし、応募書類等は一切、返却いたしません。

#### 5 事業者選定に関する事項

#### (1) 選定委員会の設置

本町は委託事業者を選定するため、外部有識者及び本町職員により構成する 「鹿追高等学校寄宿舎管理運営業務委託業者選定委員会」(以下「委員会」とい う。)を設置します。委員会は提案内容の審査及び評価を行い、最優秀提案者及 び次点提案者を選定します。

#### (2) 選定委員会の運営

委員会は、応募者の企業秘密及び知的財産等を保護する観点から非公開とし、 議事内容も非公開とします。

# (3) 応募資格の喪失

次のいずれかに該当することが判明した場合、本町はその時点で当該応募者の応募資格を喪失させます。

- 1. 応募書類等に虚偽の記載があった場合
- 2. 企画、資金調達、管理運営等の業務を遂行するにあたって支障がある場合
- 3. 応募にあたり、委員会の委員又は事務局に属する職員から、協力等を受けていることが判明した場合
- 4. 他の応募者の提案を妨害するなど、手続きの遂行に支障をきたす行為があった場合
- 5. その他公正な審査に影響を与える行為があるなど信頼関係を損なった場合

#### (4) 審查方針

鹿追高等学校寄宿舎管理運営業務委託業者審査評価基準(以下「業者審査評価 基準」という。)を基に総合的に審査します。ただし、本実施要領に規定する条 件等に合致しない提案や「5-(3)応募資格の喪失」に該当する場合は、審 査の対象としません。なお、応募者が1者であった場合も審査を実施します。

#### (5)審査方法

業者選定評価基準に基づき審査いたします。

- (6) プレゼンテーション及びヒアリング
  - 1. プレゼンテーション時には、提出した企画提案書類の要点などをわかりやすく編集した資料 (Microsoft PowerPoint 等)を別途用いることができます。提出された事業計画に記載がない事項であっても、応募者からの説明及びヒアリングでの発言は、事業内容を拘束するものとします。 また、プレゼンテーション及びヒアリングに当日に理由なく遅刻又は欠席した場合には、その時点で欠格といたします。
  - 2. プレゼンテーション用のスクリーンおよびプロジェクターは本町が用意いたします。

#### (7) その他

天災等の不可抗力による場合、又はプロポーザルを公平に執行することができない恐れがある場合は、既に公告若しくは通知した事項の変更又は当該プロポーザルの延期若しくは中止をすることがあります。この場合において、事業者は、プロポーザルに要した費用を本町に請求することはできません。

# 6 その他

- 1. 本町の総合計画や統計など町政に関する各種資料については、本町のホームページ等を活用してください。本町についての資料の把握に関して費用等が発生した場合においては、全て応募者の負担とします。
- 2. 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については本町の指示に従ってください。